

介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

第1 目 的

この事業は、秋田県内において介護福祉士等介護業務に従事しようとする者に対し、次に掲げる修学等に必要な資金（以下「修学等資金」という。）を無利子で貸付けすることにより、秋田県内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を図ることを目的とする。

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける。
- 2 法第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は秋田県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける。
- 3 介護事業所等を離職した介護職員のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職のための準備金（以下「離職介護人材再就職準備金」という。）を貸し付ける。
- 4 法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける。

第2 実施主体

修学等資金の貸付は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 介護福祉士修学資金

- 1 第 1 の 1 の介護福祉士修学資金の貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者で、次の（１）及び（２）の要件を満たす者とする。
 - （１）卒業後に別紙 1 に定める秋田県内の指定施設等（以下「指定施設」という。）において介護等の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事する者
 - （２）次の①又は②のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者
 - ① 学業成績等が優秀と認められる者
 - ② 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者
- 2 1 のほか、4 の（３）の国家試験受験対策費用及び 4 の（４）の生活費加算の貸

付対象者は、それぞれ、次の（１）及び（２）に定める者に限る。

（１）国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成２９年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であつて、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

（２）生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると秋田県知事が認める世帯の世帯員である者

３ 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。

４ 貸付額は月額５０，０００円以内とする。ただし、次の（１）から（４）に定める額を、加算することができるものとする。

（１）入学準備金

初回の貸付け時に限り、２００，０００円以内

（２）就職準備金

最終回の貸付け時に限り、２００，０００円以内

（３）国家試験受験対策費用

一年度当たり４０，０００円以内

（４）生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯等の場合、一月当たり、別表に定める額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算できるものとする。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

第４ 介護福祉士実務者研修受講資金

１ 第１の２の介護福祉士実務者研修受講資金（以下「実務者研修受講資金」という。）の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者で、卒業後に秋田県内の指定施設において返還免除対象業務に従事する者とする。

２ 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

３ 貸付額は２００，０００円以内とする。

第５ 離職介護人材再就職準備金

１ 第１の３の離職介護人材再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸付対象者は、次の（１）から（４）までの基準をすべて満たす者とする。

（１）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる者で、次のいずれかに該当する者

① 介護福祉士

② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

③ 介護保険法施行規則第２２条の２第１項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第２５号）附則第２条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２

条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。)を含む。)

- (2) (1)に掲げる者として、居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する者
 - (3) 秋田県内において、居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - (4) 直近の介護職員等として離職した日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、県社協福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った者
- 2 貸付額は、400,000 円又は貸付対象者が県社協会長に提出した「再就職準備金利用申請書」（様式第 3 号）に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第 6 社会福祉士修学資金

- 1 第 1 の 4 の社会福祉士修学資金の貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者で、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。
- (1) 卒業後に別紙 1 に定める秋田県内の指定施設等（以下「指定施設」という。）において介護等の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事する者
 - (2) 次の①又は②のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者
 - ① 学業成績等が優秀と認められる者
 - ② 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者
- 2 1 のほか、4 の（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると秋田県知事が認める世帯の世帯員である者に限る。
- 3 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 4 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加算することができるものとする。
- (1) 入学準備金
初回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - (2) 就職準備金
最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000 円以内

(3)生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯等の場合、一月当たり、別表に定める額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算できるものとする。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

第7 貸付の申込み

- 1 介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「修学資金の貸付申込者」という。)は、「修学資金貸付申請書」(様式第1-①号)に在学する養成施設からの「推薦状」(様式第2号)及び「誓約書」(様式第21号)を添えて、県社協会長に提出するものとする。
ただし、修学資金の貸付申込者が中高年退職者(離職後2年以内に介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に入学した者で、入学時の年齢が45歳以上である者)の場合は、離職証明書等を添付するものとする。
- 2 実務者研修受講資金の貸付けを受けようとする者は、「実務者研修受講資金貸付申請書」(様式第1-②号)または「実務者研修受講資金貸付申請書(兼連帯保証人承諾書)」(様式第1-③号)に実務者研修施設からの「受講証明書」(様式第27号)及び「誓約書」(様式第22号)を添えて、県社協会長に提出するものとする。
- 3 修学資金の貸付申込者が生活保護受給世帯等、又は経済的事由等により、介護福祉士養成施設への入学前に第3の4(1)の入学準備金の貸付を必要とする世帯の世帯員で高校生の場合、介護福祉士養成施設への入学前に県社協会長に直接貸付申請を行うことができるものとする。
- 4 再就職準備金の貸付けを受けようとする者は、「再就職準備金利用申請書」(様式第3号)及び「誓約書」(様式第23号)を県社協会長に提出するものとする。また、貸付の申込み時において、既に介護職員等として就労している者は、「修学等資金業務従事届」(様式第12号)、就労を予定している者は、事業所が発行する採用決定を証する書類の写し又は「雇用決定証明書」(様式第28号)を県社協会長に提出するものとする。

第8 貸付決定の通知

- 1 県社協会長は、修学等資金の貸付けを行う旨を決定したときは、修学等資金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申込者」という。)に必要な事項を記載した「修学等資金貸付決定通知書」(様式第4号)を通知するものとする。
- 2 県社協会長は、修学等資金の貸付けを行わない旨を決定したときは、貸付申込者に必要な事項を記載した「修学等資金貸付不承認決定通知書」(様式第5号)を通知するものとする。
- 3 介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸付申込者は、1により貸付決定通知書の交付を受けたときは、第7の1及び3にあつては、すみやかに連帯保証人等の連署した「借用証書」(様式第24号)に印鑑証明書を添えて県社協会長に提出し、契約を交わすものとする。

また、第 7 の 2 又は 4 にあつては、同様に連帯保証人等の連署した「介護福祉士実務者研修受講資金借用証書」(様式第 25 号)又は「離職介護人材再就職準備金借用証書」(様式第 26 号)に印鑑証明書を添えて、県社協会長に提出するものとする。

なお、第 7 の 4 にあつて、貸付の申込み時において就労していなかった者は、「修学等資金業務従事届」(様式第 12 号)を県社協会長に提出するものとする。

第 9 連帯保証人

- 1 貸付申込者は、連帯保証人を立てるものとする。
- 2 連帯保証人は、修学等資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 19 に規定する延滞利子を包含するものとする。

第 10 貸付金の交付

- 1 県社協会長は、借用証書(様式第 24 号又は様式第 25 号、もしくは様式第 26 号)の提出があつたときは、すみやかに貸付金を送金するものとする。
- 2 貸付金の交付は、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金については毎月の分割交付とし、これ以外の資金については一括とする。
- 3 貸付金の交付は、借受人が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。
なお、振込先を変更する場合は、「修学等資金振込口座変更届」(様式第 16 号)を県社協会長に届け出るものとする。
- 4 借受人は、送金の前の県社協会長が提示する日までに、すみやかに借用証書を県社協会長へ提出するものとし、県社協会長はその提出を確認した後、必要な送金をするものとする。
- 5 県社協会長は、4 に定める借用証書を当該貸付金の返還に係る債権債務が全て消滅したとき、借受人に返還するものとする。

第 11 氏名又は住所等の変更

借受人は、借用証書の内容に変更が生じたときは、すみやかに「修学等資金記載事項変更届」(様式第 7 号)を県社協会長に届け出るものとする。

第 12 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、その契約を解除するものとする。
 - (1)退学したとき
 - (2)心身の疾病等のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
 - (3)学業成績が著しく不良になつたと認めるとき
 - (4)死亡したとき
 - (5)その他事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 県社協会長は、介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けた者が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属

する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 3 県社協会長は、借受人が貸付契約の「修学等資金契約解除・休止届」（様式第8号）により、貸付契約の解除又は休止を申し出たときは、その契約を解除、又は休止するものとする。

第13 返還の債務の当然免除

県社協会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

1 介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき

- （１）介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から１年以内に、介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、秋田県内の指定施設において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、５年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して２年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合にあっては３年）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、秋田県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- （２）（１）に定める期間中に、業務上の理由により死亡し又は業務に起因する心身の疾病等のため業務に従事できなくなったとき

2 実務者研修受講資金

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき

- （１）実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において返還免除対象業務に従事する期間が３年に達していない場合にあっては、返還免除対象業務に従事する期間が３年に達した日とする。以下同じ。）から１年以内に介護福祉士の登録を行い、秋田県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、２年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は１と同様とする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の疾病等のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 再就職準備金

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第5の1の(3)の介護職員等として返還免除対象業務に従事した日から、秋田県内において、2年の間、引き続き、返還免除対象業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

(2) 介護職員等として返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の疾病等のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の借受人が、在学する養成施設を卒業した日の属する年度に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、法に定める国家試験を受けることができなかった場合又は当該試験に合格できなかった場合において、借受人からの「国家試験受験予定申出書」(様式第9号)に基づき、次年度の試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、1の(1)の「卒業した日」を、「卒業年度から起算し、翌々年度までの国家試験に合格した日」とする。

5 実務者研修受講資金の借受人が、実務者研修施設を卒業した日の属する年度に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、法に定める国家試験を受けることができなかった場合又は当該試験に合格できなかった場合において、借受人からの「国家試験受験予定申出書」(様式第9号)に基づき、次年度の試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、2の(1)の「卒業した日」を、「卒業年度から起算し、翌々年度までの国家試験に合格した日」とする。

6 1の(1)、2の(1)、3の(1)に該当する者は、「修学等資金返還免除申請書」(様式第10号)に「修学等資金業務従事期間証明書」(様式第14号)を添えて、県社協会長に届け出るものとする。

7 1の(2)、2の(2)、3の(2)に該当する者は、返還免除申請書に医師の診断書を添えて、県社協会長に届け出るものとする。ただし、借受人が死亡した場合は、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

8 4又は5に該当する者は、「修学等資金返還猶予申請書」(様式第11号)に「国家試験受験予定申出書」(様式第9号)を添えて、その都度、県社協会長に届け出るものとする。

9 県社協会長は、返還免除申請書を受理したときは、貸付金の返還債務の全部又は一部を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第14 業務従事等の報告

借受人は、返還免除対象業務に従事した場合は、「修学等資金業務従事届」(様式第

12号)により県社協会長に報告するものとする。

また、業務従事内容等に変更があった場合は、「修学等資金業務従事等変更届」(様式第13号)により県社協会長へ届け出るものとする。

第15 返 還

借受人が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、「修学等資金返還計画書」(様式第15号)に基づき、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。

- 1 修学等資金の貸付契約が解除されたとき
- 2 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は秋田県内の指定施設において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- 3 秋田県内の指定施設において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の疾病又は障害のために就業を継続することができなくなったとき

第16 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、「修学等資金返還猶予申請書」(様式第11号)の提出があったものに限り、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設、実務者研修施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設、実務者研修施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

県社協会長は、次の各号の一に該当する場合で、「修学等資金返還猶予申請書」(様式第11号)の提出があったものに限り、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 秋田県内の指定施設で返還免除対象業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
- (3) 県社協会長は、猶予申請書を受理したときは、貸付金の返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

第17 返還の債務の裁量免除

県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付金（すでに返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 借受人が、貸付けを受けた期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び離職介護人材再就職準備金については1年）以上、秋田県内の指定施設で返還免除対象業務（離職介護人材再就職準備金については介護職員等の業務）に従事したとき
返還の債務の額の一部

第18 従事期間の計算

貸付金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、秋田県内の指定施設において返還免除対象業務に従事した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。

第19 延滞利子

県社協会長は、借受人が正当な理由がなくて貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第20 会計経理

- 1 この事業を行うにあたっては、「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明瞭に経理するものとする。
- 2 この事業を実施している間の貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

第21 報 告

県社協会長は、本貸付業務の状況について、貸付事業実績報告書を作成し、毎年度3月31日までに県知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】 生活費加算の基準額

年齢	2 級地－ 1 (秋田市)	3 級地－ 1 (能代市、横手市、 大館市、男鹿市、 湯沢市、鹿角市、 由利本荘市、大仙市)	3 級地－ 2 (その他の市町村)
1 9 歳以下	3 8, 2 9 0 円	3 4, 5 1 0 円	3 2, 6 1 0 円
2 0 ～ 4 0	3 6, 6 5 0 円	3 3, 0 2 0 円	3 1, 2 1 0 円
4 1 ～ 5 9	3 4, 7 4 0 円	3 1, 3 1 0 円	2 9, 5 9 0 円
6 0 ～ 6 9	3 2, 8 5 0 円	2 9, 6 0 0 円	2 7, 9 8 0 円
7 0 歳以上	2 9, 4 3 0 円	2 6, 5 2 0 円	2 5, 5 1 0 円

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）」に準ずる。

【別紙 1】 秋田県内の指定施設

○ 指定施設と介護福祉士の業務

指定施設	業 務
1 老人福祉法による施設 ①養護老人ホーム ②特別養護老人ホーム、老人デイサービスセン ター、短期入所施設 ③軽費老人ホーム、有料老人ホーム	介護職員 主たる業務が介護等の業務である者
2 介護保険法に規定する施設 介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
3 児童福祉法に規定する施設 障害児通所支援を行う施設、児童発達支援セン ター及び障害児入所施設	入所者の保護に直接従事する職員（児童指 導員、心理指導担当職員、作業療法士、理 学療法士、技能訓練担当員、言語機能訓練 担当職員、医師、看護師、そのほか病院と して必要な職員を除く）
4 障害者総合支援法 身体障害者更生援護施設、身体障害者更生施設 （身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設 に限る）	介護職員
5 生活保護法による施設 救護施設	介護職員
6 1 から 5 に準ずる施設その他県社協会長が認 める施設	県社協会長が適当と認める職種等

○ 指定施設以外で行なう介護福祉士の業務

1 介護保険法に規定する訪問介護員
2 旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
3 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準別表第 1 に規定する病棟又は診療所で介護力を強化したものにおいて看護の補助の業務に従事する者のうちその主たる業務が介護等の業務である者
4 医療法に規定する療養型病床群の病床により構成される病棟において看護の補助の業務に従事する者のうちその主たる業務が介護等の業務である者
5 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
6 介護等の便宜を供与する事業を行なう者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
7 介護保険法に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

○ 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、秋田県内の指定施設とみなす。